

第 7 7 号議案

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

東大和市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 7 条第 2 項中「が記載されている」を「の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次条第 2 項において同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 8 条第 1 項第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第 7 号中「が記載されている」を「の記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。